

■資格審査基準及び条件

県内建設業者の格付けについては、下記「格付け基準表」及び「条件」に基づき、「奈良県建設工事等入札・契約制度委員会（以下「委員会」という。）」において決定します。

<格付け基準表（県内建設業者）>

等級	評定事項	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事
A1 グループ	総評定点数 技術職員数	A等級の基準を満たし、かつ 1,000点以上 1級10名以上		
A	総評定点数 資本金額 技術職員数 許可区分 昇級条件	900点以上 4,000万円以上 1級5名以上 特定建設業 前回の格付けB	900点以上 4,000万円以上 1級5名以上 特定建設業 前回の格付けB	850点以上 2,000万円以上 1級5名以上 (1級又は2級の舗装施工管理技術者 ^{※1} 1名以上) 特定建設業 前回の格付けB
B	総評定点数 資本金額 技術職員数 許可区分 昇級条件	800点～899点 2,000万円以上 1級2名以上 特定建設業 前回の格付けC	800点～899点 2,000万円以上 1級2名以上 特定建設業 前回の格付けC	750点～849点 2名以上 (うち2級以上の技術職員1名以上)
C	総評定点数 技術職員数 昇級条件	700点～799点 2級2名以上 ^{※2} 前回の格付けD	700点～799点 2級2名以上 ^{※2} 前回の格付けD	749点以下 2名以上
D	総評定点数 技術職員数	699点以下 2名以上 (うち2級以上の技術職員1名以上)	699点以下 2名以上 (うち2級以上の技術職員1名以上)	

※1 「舗装施工管理技術者」は、(一社)日本道路建設業協会(旧(財)道路保全技術センターを含む。)に登録された者をいいます。また、「舗装施工管理技術者」は、上記表のうち舗装工事A等級欄における「1級5名以上」の技術職員が兼ねていてもかまいません。

※2 2級2名以上とは、2級以上の技術職員(2級技士、経審で加点される1級の技士補、1級技士)2名以上をいいます。

(注) 技術職員は、それぞれの格付け対象業種において、建設業許可に必要な技術者要件を満たしていなければなりません。

<条件>

- 「総評定点数」は、別紙に定める「客観的要素(経営事項審査の総合評定値(P))」と「主観的要素」により算定します。
- 『客観的要素』の算定に用いる総合評定値通知書は、審査基準日(以下「審査基準日」という。)が、令和4年10月1日から令和5年9月30日までのものを有効としますが、承継等のため、審査基準日が当該期間以降となる場合には、入札参加資格申請までに経営事項審査の申請を行い、申請が受理されていることが必要です。
評定事項のうち「資本金額」、「許可区分」については、審査基準日及び入札参加資格申請時点において格付け要件を満たしていることが必要です。
また、評定事項のうち「技術職員数」については、入札参加資格申請時点において格付け要件を満たしており、かつ、当該申請日以前3か月以上の常時雇用を確認できることが必要です(舗装工事において要件としている舗装施工管理技術者についても、同様とします。)
- 前回格付けから等級要件が2等級以上昇格(昇級)する者は1等級の昇格に留めますが、降格(降級)する者は該当する等級に降格するものとします。
ただし、前回の格付け時に2等級以上降格した者については、要件を満たせば降格前の等級に復帰することを認めます。
- 令和2年度以降、今回申請を行う業種について格付けがなかった者は、原則として最下位等級とします。
なお、前回(令和4・5年度)の通常受付時又は追加受付時に申請を行わなかった者で、前々回(令和2・3年度)の通常受付時又は追加受付時に格付けを受けた者については、その時の等級から1等級以上降級して格付けを行います。
- 国土交通大臣の特別認定者は、認定された業種に限り、1級技術者として取り扱うこととします。
- 「A1グループ」に格付けされた者については、毎年度申請をいただき、全ての格付け基準を満たしていることを確認します。
- 各等級(A1グループを含む。)の評定事項(技術職員数、許可区分及び資本金額。ただし、総評定点数を除く。)に係る基準(以下「格付け要件」という。)は、次回の格付けまで満たしていることが必要であるため、当該等級の格付け要件を満たさなくなった場合は、その旨を申請しなければなりません。
この場合には、該当する等級に降格するものとしますが、最下位等級の要件も満たさなくなる場合は、該当業種の入札参加資格の取り下げの届出が必要となります。
- 格付け要件の対象となった技術職員が退職した場合は、当該技術職員が退職した日から2か月以内に新たに技術職員を雇用することが必要です。
この場合において、退職した技術職員が1級又は2級の要件が付されていた者であるときは、当該技術職員が退職した日から2か月以内に新たに「退職した技術職員と同等以上の資格等を有する技術職員」を雇用することが必要です。
なお、当該技術職員が建設業法で届出が義務付けられている専任技術者等である場合は、法で定められた期限までに建設業許可権者に届出を行う必要がありますので、ご注意ください。
- 申請要領等で規定されている「申請資格」を満たさない場合や「欠格要件」に該当する場合は、入札参加資格を得ることができません。

総評定点数算定基準

客観的要素判定基準

客観的要素の評定は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29により建設業者に通知される「総合評定値」に基づいて行う。

主観的要素判定基準

主観的要素の評定は、令和6・7年度の格付けから次の項目について行う。

格付け評価対象期間：令和4年1月1日から令和5年12月31日までの期間（ただし、信用度等の表中3～13については除く。）

1 工事成績

(1) 格付け評価対象期間（※）に元請（JVの構成員として請け負った工事を含む。）として完成・引渡が完了した次の種類の県発注の建設工事（以下「建設工事」という。）の工事成績の平均点（小数点以下切り捨て。次の算定式においてXとする。）により、次の算定式により評定する（下表のとおり）。

○ 建設工事の種類：土木一式工事、建築一式工事、舗装工事（格付けを行う建設工事の種類についてのみ評定）

工事成績の平均点が65点以上の場合： $(X-65) \times 3$ / 65点の場合：0点 / 65点未満の場合： $(X-65) \times 1.2$

工事成績	～59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76～
評定点	-90	-60	-48	-36	-24	-12	0	3	6	9	12	15	18	21	24	27	30	1点につき+3点

ただし、上限は105点（工事成績100点）、下限は▲90点（工事成績59点以下）とする。

（※）工事成績については、評価対象期間は平成31年1月1日～令和5年12月31日（5年間の平均点）とする。

(2) 前記の評定は、当初設計額（消費税込み）が1件250万円以上（平成24年5月31日以前に入札公告及び指名通知した工事については、当初設計額（消費税込み）が1件500万円以上）の工事について行う。特定JVにおける工事も対象とする。

ただし、平成23年9月1日以降に発生した自然災害に起因して、災害協定に基づく要請により随意契約をした工事及び緊急維持業者、特定業者と随意契約をした工事を除く。

2 信用度等

	項	目	評定点
1	格付け評価対象期間に入札参加停止措置を受けた者	入札参加停止期間が1か月につき▲5点。ただし、減点は▲120点（2か月以上）を限度とする。 1か月未満は切り捨てとする（1か月と15日の場合は、1か月とし▲5点）。	下限 ▲120
2	表彰等	(1) 格付け評価対象期間に建設業界の発展に貢献したこと等により以下の表彰等を受けた場合、1件につき40点。ただし、加点は80点を限度とする。 ・叙勲又は褒章：叙勲等を受けた者又は叙勲等を受けた者が代表者である法人に対して加 ・国土交通大臣等又は奈良県知事の表彰：表彰を受けた法人（法人の代表者が表彰を受けた場合を含む。）又は個人	上限 80
	(2) 格付け評価対象期間に奈良県発注工事において、工事成績が優秀であるとして奈良県から表彰を受けた者	i 奈良県知事表彰 1件につき 30点	30
	ii 県土マネジメント部長表彰 1件につき 20点	20	
	iii 土木事務所長等表彰 1件につき 10点	10	
3	(1) この表の5において加点対象となる技術職員の（社）全国土木施工管理技士会連合会が認証する継続学習制度（CPDS）の取得単位の総和に対して、20単位につき2点（※1）。ただし、加点は20点を限度とする。【土木一式工事及び舗装工事のみ加 (2) この表の5において加点対象となる技術職員の建築CPD運営会議に参加する団体が認証する継続学習制度（CPD）の取得単位の総和に対して、20単位につき2点（※1）。ただし、加点は20点を限度とする。【建築一式工事のみ加		各業種の 上限 20
4	暴力団排除（※2） 代表者（例：法人の代表取締役、個人事業主）又は法人の取締役が、公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習を受講した場合		10
5	技術職員数（※3）	1級土木施工管理技士等（※4）1名につき4点 2級土木施工管理技士等（※4）1名につき2点 土木工事業、建築工事業又は舗装工事業に係る一定以上の実務経験を有する者（※4）1名につき1点	上限 80
6	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録をしている者		20
7	常用労働者である障害者を雇用している場合（※5） ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により障害者雇用状況報告書の提出が義務づけられている場合は、法定雇用率を達成していること。		20
8	保護観察対象者等の雇用の状況	(1) 格付け評価対象期間に更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に規定する保護観察中の者又は同法第85条に規定する更正緊急保護中の者を雇用している場合 (2) 協力雇用主登録をしている場合。ただし、(1)に該当する場合、重複しての加算はしない。	20 5
9	労働福祉の状況 退職一時金制度と企業年金制度の両方を導入している場合		20
10	災害協定	奈良県と災害協定を締結している場合（※6） 格付け評価対象期間に奈良県との災害協定に基づき災害時（鳥インフルエンザ・口蹄疫等の家畜伝染病を含む。）に対応した場合	5 10
11	工事中機械器具の保有（※7） ただし、加点は40点を限度とする。		上限 40
12	「建設業労働災害防止協会」に加入している者		5
13	評価対象者（※8）のうち、入札参加資格申請時点前2年間に土木施工管理技士等（※9）の資格を新たに取得した者がいる場合、当該資格取得者が若年職員（35歳未満）又は女性職員の場合は20点、男性職員（35歳以上）の場合は10点を加点する。 ただし、評価対象者が10名を超える場合は、資格取得者数が計2名以上いる場合にのみ加点対象とする。		上限 20
14	格付け評価対象期間に緊急維持業務、雪寒対策業務において奈良県の土木事務所を相手方とする契約を締結した場合 1件の契約につき5点。ただし、加点は10点を限度とする。		上限 10

◇総評定算定基準において、評定点の前に▲があるものは減点数、その他は加点数です。

※1：取得単位は、直前5年間に取得した単位数とします。

※2：令和2年1月1日から令和6年3月31日までの間に講習を受講した場合に限ります。

※3：客観的要素判定基準の対象となる経営事項審査において審査を受けた技術職員名簿記載の技術職員（入札参加資格申請時点で在職している者に限ります。）に対して加算します。

※4：「1級土木施工管理技士等」とは1級建設機械施工技士、1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、1級建築士、国土交通大臣の特別認定者（土木工事業、建築工事業又は舗装工事業に限ります。）を、「2級土木施工管理技士等」とは1級建設機械施工技士補、1級土木施工管理技士補、1級建築施工管理技士補、2級建設機械施工技士、2級土木施工管理技士（土木）、2級建築施工管理技士（建築）、2級建築士をいいます。また、「一定以上の実務経験を有する者」とは建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者をいいます。なお、技士補については経審で加算される者に限ります（同一の技術職員が複数の資格を有する場合は、最も加算が高い資格に対してのみ加算します。）。

※5：「障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条に定める「身体障害者」、「知的障害者」又は「精神障害者」をいいます。なお、「常用労働者」とは、1年以上継続して雇用されている労働者をいいます。

※6：入札参加資格申請時点において奈良県との災害協定を締結している場合に限ります。国や他の自治体等との災害協定は対象とはなりません。

※7：客観的要素判定基準の対象となる経営事項審査において審査を受けた財務諸表の貸借対照表中、有形固定資産の「機械・運搬具」欄及び「工具器具・備品」欄の減価償却後の合計額100万円につき1点を加算します（小数点以下切り捨て）。

※8：客観的要素判定基準の対象となる経営事項審査において審査を受けた技術職員名簿記載の技術職員のうち、申請日時点で在職している者（6か月以上常勤雇用されている者に限ります。）をいいます。

※9：1級（2級）土木施工管理技士、1級（2級）建設機械施工技士、1級（2級）建築施工管理技士、1級（2級）建築士をいいます。